○文部科学省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第一章中第二条の二の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三　大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第四十一条中「処理する」を「遂行する」に改める。

第五十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第二条　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第一章中第三条の二の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第三条の三　高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該高等専門学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第一条の四　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第三十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第十五条において準用する同省令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第四十二条中「処理する」を「遂行する」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第四条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第一章中第二条の二の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三　短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第三十四条中「処理する」を「遂行する」に改める。

第四十七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第五条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第三十九条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第四十九条の七、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四　小学校において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第七十九条中「第五十六条の二まで」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第七十九条の六及び第百八条第一項中「第五十六条の三」を「第五十六条の四」に改め、「第五十六条の二」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第百三十二条の四の次に次の一条を加える。

第百三十二条の五　特別支援学校の小学部又は中学部において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条、第百二十七条及び第百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。